

第5号議案 役員改選

定款第4章 役員及び職員

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

第16条 役員の任期は2年とする、但し再任を妨げない。

附則3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日までとする。

(現役員)

理事	坂井正義
理事	烏潟 るり子
理事	乾 茂子
理事	柄窪 広子
理事	及川 智
理事	木村 富雄
理事	林 茂
理事	加藤義晃
理事	小林 睦
理事	伊藤 壽朗
理事	菅原 ふじ子
監事	大和田 学
監事	大越 敏男